令　和　６　年　度

川越市財政健全化及び
経営健全化審査意見書

川　越　市　監　査　委　員

写

川監委第５０３３号
令和７年８月２１日

川越市長　森　田　初　恵　様

川越市監査委員　岡　田　昭　文
同　石　川　隆　二
同　山　木　綾　子
同　中　原　秀　文

令和６年度決算に基づく川越市健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第２２条第１項の規定により審査に付された、令和６年度決算に基づく川越市健全化判断比率及び資金不足比率について審査したので、次のとおり意見を提出します。

令和６年度川越市財政健全化審査意見

第１　基準に準拠している旨

本審査は、川越市監査基準に準拠し実施した。

第２　審査の対象

令和６年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに公営企業会計決算（以下「令和６年度決算」という。）に係る地方公共団体の財政の健全化に関する法律第２条で定める実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査の対象とした。

第３　審査の期間

令和７年７月２３日から８月２１日まで

第４　審査の方法

審査に付された令和６年度決算に基づく川越市健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が関係法令に基づいて適正に算定されているかに主眼を置き、関係職員に説明を求め、審査を実施した。

第５　審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された令和６年度決算に基づく川越市健全化判断比率は、関係法令に基づいて算定され、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正であると認められた。

（単位：％）

	令和６年度	令和５年度	早期健全化基準
実質赤字比率	―	―	11.25
連結実質赤字比率	―	―	16.25
実質公債費比率	6.4	6.5	25.0
将来負担比率	48.3	53.4	350.0

（注）「―」の表示は、実質赤字額及び連結実質赤字額がないことを示す。

(2)　個別意見

① 実質赤字比率について

令和６年度の一般会計等(注 1)の実質収支額は 63 億 6,508 万 6 千円の黒字で、実質赤字比率は△9.01%（「△」は黒字を意味している。以下同じ。）となっており、早期健全化基準の 11.25%を下回っている。

今後とも、健全な財政運営に努められたい。

② 連結実質赤字比率について

令和６年度の一般会計等とそれ以外の特別会計及び公営企業会計(注 2)の実質収支額は 187 億 2,309 万 1 千円の黒字で、連結実質赤字比率は△26.52%となっており、早期健全化基準の 16.25%を下回っている。

今後とも、健全な財政運営に努められたい。

③ 実質公債費比率について

実質公債費比率は 6.4%（令和４年度から令和６年度までの３箇年の平均の比率）であり、早期健全化基準の 25.0%を下回っている。

前年度の 6.5%（令和３年度から令和５年度までの３箇年の平均の比率）との差は、当該比率が直近３箇年の平均で算出されることから、令和３年度と令和６年度の単年度比率が入れ替わったことによるものである。前年度から 0.1 ポイント下回った主な要因は、令和６年度は令和３年度と比較して、分母が標準財政規模の増により増加したことに加え、分子が元利償還金の減により減少したためである。

今後とも、指標の推移には十分留意し健全な財政運営に努められたい。

④ 将来負担比率について

令和６年度の将来負担比率は 48.3%であり、早期健全化基準の 350.0%を下回っている。

前年度の 53.4%を 5.1ポイント下回った主な要因は、分母が標準財政規模の増により増加したことに加え、分子が将来負担額の減により減少したためである。なお、標準財政規模の増加は、主に地方特例交付金等の増によるもので、また、将来負担額の減少は、主に地方債現在高の減によるものである。

今後とも、指標の推移には十分留意し健全な財政運営に努められたい。

(3)　是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

(注 1)　一般会計等は、一般会計、歯科診療事業特別会計、母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計をいう。

(注 2)　それ以外の特別会計及び公営企業会計は、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、川越駅東口公共地下駐車場事業特別会計、水道事業会計、公共下水道事業会計、農業集落排水事業特別会計をいう。

令和６年度川越市水道事業会計経営健全化審査意見

第１　基準に準拠している旨

本審査は、川越市監査基準に準拠し実施した。

第２　審査の対象

令和６年度川越市水道事業会計決算（以下「令和６年度決算」という。）に係る地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条で定める資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査の対象とした。

第３　審査の期間

令和７年７月２日から８月２１日まで

第４　審査の方法

審査に付された令和６年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が関係法令に基づいて適正に算定されているかに主眼を置き、関係職員に説明を求め、審査を実施した。

第５　審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された令和６年度決算に基づく資金不足比率は、関係法令に基づいて算定され、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正であると認められた。

（単位：％）

	令和６年度	令和５年度	経営健全化基準
資金不足比率	―	―	20.0

（注）「―」の表示は、資金不足額がないことを示す。

(2) 個別意見

今後とも、公営企業としての健全な経営に努められたい。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和６年度川越市公共下水道事業会計経営健全化審査意見

第１　基準に準拠している旨

本審査は、川越市監査基準に準拠し実施した。

第２　審査の対象

令和６年度川越市公共下水道事業会計決算（以下「令和６年度決算」という。）に係る地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条で定める資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査の対象とした。

第３　審査の期間

令和７年７月２日から８月２１日まで

第４　審査の方法

審査に付された令和６年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が関係法令に基づいて適正に算定されているかに主眼を置き、関係職員に説明を求め、審査を実施した。

第５　審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された令和６年度決算に基づく資金不足比率は、関係法令に基づいて算定され、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正であると認められた。

（単位：％）

	令和６年度	令和５年度	経営健全化基準
資金不足比率	―	―	20.0

（注）「―」の表示は、資金不足額がないことを示す。

(2) 個別意見

今後とも、公営企業としての健全な経営に努められたい。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和６年度川越市農業集落排水事業特別会計経営健全化審査意見

第１　基準に準拠している旨

本審査は、川越市監査基準に準拠し実施した。

第２　審査の対象

令和６年度川越市農業集落排水事業特別会計決算（以下「令和６年度決算」という。）に係る地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条で定める資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査の対象とした。

第３　審査の期間

令和７年７月２日から８月２１日まで

第４　審査の方法

審査に付された令和６年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が関係法令に基づいて適正に算定されているかに主眼を置き、関係職員に説明を求め、審査を実施した。

第５　審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された令和６年度決算に基づく資金不足比率は、関係法令に基づいて算定され、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正であると認められた。

（単位：％）

	令和６年度	令和５年度	経営健全化基準
資金不足比率	―	―	20.0

（注）「―」の表示は、資金不足額がないことを示す。

⑵ 個別意見

農業集落排水事業は、令和７年４月１日から地方公営企業法が全部適用され、公営企業会計へ移行した。

今後とも、公営企業としての健全な経営に努められたい。

⑶ 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

各比率について

◇　実質赤字比率

当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもの）に対する比率。福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

◇　連結実質赤字比率

公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率。すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

◇　実質公債費比率

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率。借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえる。

◇　将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえる。

◇　資金不足比率

当該地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率。公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

（参考）算定式

● 実質赤字比率 ＝ 一般会計等の実質赤字額 ／ 標準財政規模

● 連結実質赤字比率 ＝ 連結実質赤字額 ／ 標準財政規模

● 実質公債費比率（３箇年平均） ＝ （地方債の元利償還金 ＋ 準元利償還金） － （特定財源 ＋ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額） ／ 標準財政規模 － （元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）

充当可能財源等 ＝ ① ＋ ② ＋ ③

⇩

● 将来負担比率 ＝ 将来負担額 － （①充当可能基金額 ＋ ②特定財源見込額 ＋ ③地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額） ／ 標準財政規模 － （元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）

● 資金不足比率 ＝ 資金の不足額 ／ 事業の規模